○国土交通省告示第三百十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十七年二月二十六日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5306号	船外機（小型船舶用）	6ED	Thai Yamaha Motor Co., Ltd.	64 Moo 1, Bangna-Trad Road Km. 21, Tambol Srisa Jorrake Yai, Amphur Bangsaothong, Samutprakarn 10540, Kingdom of Thailand
第5307号	〃	6EE	〃	〃

○国土交通省告示第三百十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十七年二月二十六日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－526号	表面仕上材（表面床張り材）	モクリン・モクリン柾目	東リ株式会社	兵庫県伊丹市東有岡５丁目125番地
第Ｆ－527号	〃	フェイソールブルス	〃	〃

○国土交通省告示第三百十八号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十七年二月二十六日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第3659号	小型船舶用救命胴衣（体重15キログラム以上40キログラム未満の小児用）（膨脹式及び呼気併用式以外のもの）	ＴＶ－11ＣＳＳ	東洋物産株式会社	布地及び縫い糸を変更
第4058号	小型船舶用救命胴衣（体重15キログラム以上40キログラム未満の小児用）（膨脹式及び呼気併用式以外のもの）	ＴＶ－11Ｃ	〃	〃
第4528号	小型船舶用救命胴衣（大人及び体重が40キログラム以上の小児用）（膨脹式及び呼気併用式以外のもの）	ＴＶ－11	〃	〃
第5079号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び呼気併用式以外のもの）（体重15キログラム未満の小児用）	ＴＶ－11　３Ｓ	〃	〃

○国土交通省告示第三百十九号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十七年二月二十六日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第Ｆ－239号	表面仕上材（表面床張り材）	マチコＶ	東リ株式会社	接着剤を変更

○国土交通省告示第三百二十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1271	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「南小岩七丁目西地区第一種市街地再開発事業施設建築物」の構造方法に応じて評価する方法	１－４　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	スターツコーポレーション株式会社 一般社団法人首都圏不燃建築公社	東京都中央区日本橋三丁目４番10号 東京都港区新橋四丁目６番15号	平成27年3月2日

○国土交通省告示第三百二十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十六年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

南の沢川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道札幌市南区南沢

一八八一番一二　　一号及び十四号

一八八一番一三　　二号及び十三号

国有林二〇林班い$_3$小班　三号から十二号まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱十五号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱十五号と二十三号を平成二十五年国土交通省告示第八百七十四号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道札幌市南区南沢

国有林二〇林班い$_3$小班　十五号から二十号まで

一九〇七番一　　二十一号から二十三号まで

○防衛省告示第四十四号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年三月十二日

防衛大臣　中谷　元

期　間　平成二十七年三月十九日から同年五月二十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。